

VICS についてのお問い合わせ

VICS の車載機の動作、その他に関するもの
VICS のサービスエリアに関するもの
その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げいただいた販売店またはお近くの「ご相談窓口（別紙参照）」にお問い合わせください。

VICS の概念、計画、または表示された情報内容に関することは、
（財）VICS センターへお問い合わせください。
（但し、地図表示型の表示内容は除く）

（財）VICS センター（東京センター）

電話受付 9：30～17：45（土曜・日曜・祝祭日を除く）
番号 03 - 3592 - 2033
06 - 6209 - 2033

FAX 受付 < 24 時間 >
FAX 番号 03 - 3592 - 5494

VICS 情報有料放送サービス契約約款

第 1 章 総則

（約款の適用）

第 1 条 財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「当センター」といいます。）は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 52 条の 4 の規定に基づき、この VICS 情報有料放送サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これにより VICS 情報有料放送サービスを提供します。

（約款の変更）

第 2 条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後の VICS 情報有料放送サービス契約約款によります。

（用語の定義）

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）VICS サービス
当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM 多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- （2）VICS サービス契約
当センターから VICS サービスの提供を受けるための契約
- （3）加入者
当センターと VICS サービス契約を締結した者
- （4）VICS デスクランブラー
FM 多重放送局からのスクランブル化（攪乱）された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第 2 章 サービスの種類等

（VICS サービスの種類）

第 4 条 VICS サービスには、次の種類があります。

- （1）文字表示型サービス
文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- （2）簡易図形表示型サービス
簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- （3）地図重畳型サービス
車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

（VICS サービスの提供時間）

第 5 条 当センターは、原則として一週間に概ね 120 時間以上の VICS サービスを提供します。

第 3 章 契約

（契約の単位）

第 6 条 当センターは、VICS デスクランブラー 1 台毎に 1 の VICS サービス契約を締結します。

（サービスの提供区域）

第 7 条 VICS サービスの提供区域は、別表 1 のとおりとします。
ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の伝わりにくいところでは、VICS サービスを利用することができない場合があります。